

# 大学評価 ・ 学位授与 機構ニュース

National Institution for Academic Degrees and  
University Evaluation

第 31 号

平成 15 年 9 月発行



「飛雲」小村 千晶

(平成14年度学士（芸術学）取得者)  
300mm×300mm, 大理石、黒御影石

## 主な記事

- |                       |    |               |    |
|-----------------------|----|---------------|----|
| ◆大学評価事業の状況 .....      | 3  | ◆機構の窓 .....   | 18 |
| ◆学位授与事業の状況 .....      | 14 | ◆海外渡航余話 ..... | 27 |
| ◆機構の独立行政法人化について ..... | 16 |               |    |

# 目 次

## ◆大学評価事業の状況

■平成 13 年度着手の大学評価事業	
○評価報告書集等の発行について	3
○平成 13 年度着手の大学評価に関する意見とその対応について	3
■平成 14 年度着手の大学評価事業	
○自己評価書の提出について	4
○評価者の研修について	4
■大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について	
○大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕の確定	5
■大学評価に関する各種セミナー等の開催	
○講演会「Managing Quality and The Globalisation of Higher Education」を開催	10
○講演会「米国の高等教育における IR (institutional research) の射程、発展、文脈」を開催	11
○「大学情報に関する公開シンポジウム」を開催	12

## ◆学位授与事業の状況

■短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する学士の学位授与関係	
○371 人に学士の学位を授与 — 平成 15 年度 4 月期 —	14
■認定課程（各省庁大学校）修了者に対する学位授与関係	
○大学院修士課程相当の課程修了者 112 人に修士の学位を授与	15

◆機構の独立行政法人化について	16
-----------------	----

## ◆機構の窓

○会議の開催状況	18
○規則の制定等	20
○委員の異動等	21
○人事異動	26
○海外渡航一覧	26

◆海外渡航余話	27
---------	----

(表紙の作品の解説)

この作品は気の流れの中に在るものをイメージしました。道であったり部屋であったり、箱の中などの空気中には、そこにいる人がその場所で何かを感じて思う気持ちや、遠くよりその場所を思う誰かの気持ちが漂っているようで、もしさうであるならばこんな形ではないかと想像しました。

石という素材を使って表現する面白さは、自然物での迫力と繊細さ、強さと脆さを自分の発想とあわすことで、さらに強く深く表現することができる所にあると思っています。この作品では白色の石を使用することで雲の様な柔らかさ、太さを強弱させ穏やかな曲線を作ることで漂っているようなイメージ、表面を磨くことで人の気持ちがそこにあるという存在感を表現しました。

これからも私の作品の構造は、石という一見単純そうで味わい深い質をもった素材の中で、石でなければ出せない、人の気持ちに生きしさをもった表現をしていきたいと考えています。

京都嵯峨芸術大学短期大学部  
芸術研究所研究生 小村 千晶  
(平成 15 年 3 月学位取得)

# 大学評価事業の状況

## 平成 13 年度着手の大学評価事業

### ○評価報告書集等の発行について

平成 15 年 3 月に確定し、公表した平成 13 年度着手分の大学評価の評価報告書集を発行しました。

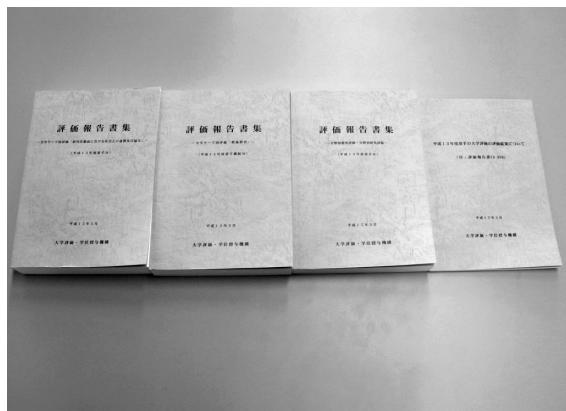
この報告書集は、全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」の対象となった 113 機関の評価報告書を合本したもの、全学テーマ別評価「教養教育（継続分）」の対象となった 95 機関の評価報告書を合本したもの及び分野別教育評価「法学系」6 機関（12 組織）、「教育学系」6 機関（12 組織）、「工学系」6 機関（12 組織）、分野別研究評価「法学系」6 機関、「教育学系」6 機関、「工学系」6 機関のそれぞれの評価報告書を合本したものです。

合本に際しては、各評価報告書の先頭に付してい

た機構の評価について説明した「大学評価・学位授与機構が行う大学評価」を外し、それぞれの分野の冒頭に掲載しています。

また、評価結果の全般的な状況を示すとともに、機構の評価の役割と評価法の解説、評価の実施を通じて認識された課題等を記載した「平成 13 年度着手の大学評価の評価結果について」を別冊として発行し、巻末にすべての評価報告書のデータを収録した CD-ROM を添付しています。

なお、これらの評価報告書集等については、当機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/hyouka/index.htm>) に掲載しています。



平成 13 年度着手の評価報告書集等

### ○平成 13 年度着手の大学評価に関する意見とその対応について

平成 15 年 3 月に平成 13 年度着手分の評価結果を公表した後、113 の評価対象機構（99 の国立大学、14 の大学共同利用機構）と 16 の関係団体に「平成 13 年度着手の大学評価に関する意見」について照会しました。

その結果、91 対象機構と 8 団体から御意見をいただきました。

いただいた御意見及び御意見に関する平成 14 年度着手の大学評価での主な改善点等をまとめたものを当機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/hyouka/index.htm>) に掲載しています。

[jp/hyouka/index.htm](http://www.niad.ac.jp/hyouka/index.htm) に掲載しています。

なお、今回お寄せいただいた御意見の中で実施運営に関する事項については、これまでの評価でも取り入れるよう配慮したものもありますが、平成 14 年度着手の大学評価の実施に当たっても、評価者研修などにおいてあらためて周知、徹底を図っています。

また、いただいた御意見の中には、評価活動の定着を待たなければすぐに対応できないものもありますので、今後の認証評価、国立大学法人評価を検討する際の参考にいたします。

## 平成 14 年度着手の大学評価事業

### ○自己評価書の提出について

平成 14 年度着手の大学評価について、平成 15 年 7 月末日を期限として、設置者から要請のあった国立大学、大学共同利用機関及び公立大学から「自己評価書」が提出されました。

現在、提出された自己評価書に基づき、書面調査及びヒアリング（分野別教育評価の各分野及び分野別教育・研究評価「総合科学」は訪問調査）を実施しております。

なお、各評価区分ごとの対象機関数は次のとおりです。

#### ・全学テーマ別評価

国際的な連携及び交流活動 115 機関

【国立大学 97 機関、大学共同利用機関 14 機関、公立大学 4 機関】

#### ・分野別教育評価

人文学系分野 10 機関 (22 組織)

【国立大学 6 機関 (12 組織)、公立大学 4 機関 (10 組織)】

経済学系分野 8 機関 (16 組織)

【国立大学 6 機関 (12 組織)、公立大学 2 機関 (4 組織)】

農学系分野 7 機関 (14 組織)

【国立大学 6 機関 (12 組織)、公立大学 1 機関 (2 組織)】

#### ・分野別研究評価

人文学系分野 9 機関

【国立大学 5 機関、大学共同利用機関 1 機関、公立大学 3 機関】

経済学系分野 8 機関

【国立大学 6 機関、公立大学 2 機関】

農学系分野 7 機関

【国立大学 6 機関、公立大学 1 機関】

#### ・分野別教育・研究評価

総合科学分野 6 機関 (11 組織)

【国立大学 4 機関 (7 組織)、公立大学 2 機関 (4 組織)】

### ○評価者の研修について

機構では、評価をより実効性の高いものとするため、大学評価を行う評価者（専門委員会委員及び評価員）が共通理解のもとで、公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等についての十分な研修を行っています。

平成 14 年度着手分の評価者の研修に当たっては、

「評価作業マニュアル」の内容の改訂、評価報告書等を参考に作成した評価の事例集などの資料の作成、これらを活用したケーススタディを行うとともに、研修時間及び回数の見直しなど、これまでよりさらに充実を図り実施しました。



全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」評価者研修 (H15. 8. 26)

# 大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について

## ○大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕の確定

機構では平成14年11月に、「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議」を設置し、本機構の評価事業の今後の基本的な在り方を検討してきました。

これまでの審議を基に、平成15年8月15日に「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕」が取りまとめられ、関係

### 大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について

#### 〔中間まとめ〕

平成15年8月15日

大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議

団体等への意見照会を実施しました。

今後、関係団体等から寄せられた意見等や諸制度の進展動向を踏まえ、さらなる検討を行っていきます。

なお、本中間まとめについては、当機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/hyouka/index.htm>)に掲載しています。

#### はじめに

本文書は、「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議」の審議の中間まとめである。

大学評価・学位授与機構は、平成10年の大学審議会答申を踏まえ、大学の教育研究水準の向上に資するための第三者評価を行う機関として、平成12年4月に学位授与機構の改組によって設立された。機構は直ちに大学評価事業に取り組み、平成14年度中に着手する評価までを試行期間として、平成14年3月に第1次の評価結果を、平成15年3月に第2次の評価結果を確定・公表し、現在は平成16年3月に終了予定の第3次の評価を実施している。機構では、これら3つの評価の経験・実績とともに、平成15年度中に、本格的な評価事業を開始することを計画してきた。

しかし、平成14年3月には国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の報告書が出され、平成16年4月を目指とした国立大学の法人化に向けた取組が進み始めた。また、平成14年8月の中央教育審議会の答申で、公立大学に対して、第三者評価に関する評価を義務付けることが提起され、11月の学校教育法の改正により、平成16年度からの実施が法制化された。さらには、機構自身も、平成16年4月に法人化する方針が示されるなど、機構の評価事業を取り巻く環境に、大きな変化が生じてきた。

本検討会議は、こうした状況を踏まえ、平成14年11月に、本機構の評価事業の今後の基本的な在り方を検討するために設置されたものであり、大学の学長その他の学識経験者からなる機構の助言勧告機関である評議員会・機構外の者を含む機構の業務の諮問機関である運営委員会・学部係員会及び学者等からなる評価に関する審議機関である大学評議会委員会の中から委嘱された委員により構成されている。

本検討会議では、采足以来、当該の課題について鋭意議論を重ねてきながら、般的な第三者評価の実施等に関する基本的考え方を中心に中長期的な取りまとめを行ったところである。ただし、新たな第三者評価制度は、法律の施行に向けて、現在関連法令の整備等が行われている途上であり、このような中で議論を行ったことから、十分に詰め切れていない点も多い。また、本検討会議では、機構における国立大学法人の評価の在り方についても検討を行ったが、国立大学の法人化に関する法律が、この7月に国会で成立し、今後、国立大学法人評議会委員会において、評価の在り方にに関する具体的な検討が開始される状況であるところから、本中間まとめでは、ごく基本的な考え方を示すことに止めている。さらに、関連する調査研究、評価情報の収集、整理及び提供業務の基本的な考え方についても示したところである。

なお、本機構の法人化については「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」が、国立大学法人と同時に成立し、平成16年4月から独立行政法人化されることとなったところであるが、本中間まとめでは、このことについても言及したところである。

本検討会議では、これら諸制度の今後の進展動向を踏まえ、また、本中間まとめに対する関係者への意見聴取等を実施し、さらに議論を深めてゆくことをしたい。

— i —

#### 目 次

はじめに	.....	i
第一章 今後の評価事業実施の基本的考え方	.....	1
1 機構のこれまでの評価	.....	1
2 「新たな第三者評価」(認証評価)制度と今後の機構の評価	.....	2
3 国立大学法人評価における機構の役割	.....	4
4 機構の独立行政法人化と今後の評価業務	.....	4
5 現行方式による評価の本格的実施について	.....	5
6 自律性・独立性の確保	.....	5
7 進化する評価システムと「評価文化」の醸成	.....	5
8 評価の国際的通用力の確保	.....	6
第二章 新たな第三者評価制度の下での機構の評価	.....	6
I 機関別評価	.....	6
1 基本的考え方	.....	6
2 機関別評価の実施方法等	.....	7
3 短期大学の機関別評価	.....	9
4 高等専門学校の機関別評価	.....	9
5 評価費用の徴収	.....	10
II 専門分野別評価	.....	10
1 実施すべき評価分野	.....	10
2 評価方法等	.....	10
第三章 国立大学法人の評価	.....	11
1 基本的考え方等	.....	11
2 評価の実施方法等	.....	12
3 大学共同利用機関の評価	.....	13
第四章 調査研究及び評価情報の収集、整理及び提供	.....	13
1 調査研究	.....	13
2 評価情報の収集、整理及び提供	.....	13
第五章 その他	.....	14
1 現行の試行的評価の総合的検証等	.....	14
2 研修の充実	.....	14
3 業務体制	.....	15
別紙 機関別評価の評価基準及び実施方法の具体的イメージ	.....	17

— ii —

#### 第一章 今後の評価事業実施の基本的考え方

##### 1 機構のこれまでの評価

###### (1) 評価の対象等

大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、平成10年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」(以下「大学審議会答申」という。)を踏まえ、設置者の要請に基づき、大学に対する第三者評価を実施する大学共同利用機関的な位置付けの機関として、国立学校設置法の改正により、当時の学位授与機構を改組して、平成12年に設立された。

現在は、機構の具体的な評価の在り方を規定する国立学校設置法施行規則の附則の規定により、当分の間、私立大学に係る評価を行わないこととされているが、基本的には、「評価の主たる対象は国立大学としつつ、公私立大学についても、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価を受けることができる機関」(大学審議会答申)として設立されたものである(公立大学は、平成14年度着手分の試行的評価から参加している)。

###### (2) 評価の目的

機構が行う評価は、国立学校設置法上「大学等の教育研究水準の向上に資する」ことを目的として、「大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること」とされている。機構の評価の目的は、この規定及び大学審議会答申の趣旨を体现するため、大学評議会大綱において以下のように表されている。

① 教育活動、研究活動、社会貢献活動などを大学等(大学及び大学共同利用機関)の行う諸活動(以下「教育研究活動等」という。)について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てる

② 大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会にわかりやすく示すことにより公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく

###### (3) 評価の実施方法等

上記を踏まえ、機構においては、平成14年度着手分までを試行的実施期間とし、上記の評価の目的等を達成することできる、大学等の教育研究活動等の状況に関する普遍的な評価手法の確立を目指して評価を行ってきた。この間の機構の評価の特徴を挙げると以下のとおりである。

— 1 —

<p>① 複数の評価手法に基づく多面的な評価 大学等の行う多様な活動を多面的に評価するため、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（全学テーマ別評価）、大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価（分野別評価）、大学等の各学部、各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価（分野別研究評価）の3区分の評価を実施する。また、各区分ごとの評価も、複数の評価項目を設定し、評価項目ごとに教育研究活動等の状況をわかりやすく示すことによって実施する。</p> <p>② 各大学等の目的及び目標に即した評価 大学等の個性や特色が十二分に發揮できるよう、教育研究活動等に関する大学等が有する目的（大学等が教育研究活動等を実施する全体的な意図）及び目標（「目的」で示された意図を実現するための課題）に即して評価を実施する。</p> <p>③ 各大学等の自己評価を踏まえた、当該分野の専門家等による評価（ピア評価） 教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組みを支援・促進するため、透明性と公平性を確保しつつ、機構が示す評価の枠組に基づき、大学等が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて、当該分野の専門家等によって評価を実施する。</p> <p>④ 大学等の優れた取組や改善点を指摘 各大学等の個性の伸長や教育研究活動等の質的充実に資するため、大学等の教育研究活動等に対する優れた取組や改善点を指摘する。</p> <p>⑤ 評価結果は、各大学等に通知した内容を社会にもそのまま公表 評価結果を各大学等に通知することにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てるとともに、各大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため、大学等に通知した内容をそのまま社会にも公表する。</p> <p><b>2 「新たな第三者評価」（注）（認証評価）制度と今後の機構の評価</b></p> <p>（1）「新たな第三者評価」制度の概要 昨年8月の『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』（中央教育審（注））学校教育法では、この評価制度は「認証評価」という名称で規定されている。これは「文部科学大臣による認証を受けた者（認証評価機関）による評価」という意味であるが、会議の検討の過程で、「認証評価」という名称は、評価機関が各大学を「認証」する評価であるとの誤解を生むとの指摘がなされた。このため、本報告では「認証評価」の名称は用いず「新たな第三者評価」という語を用いることとする。</p>	<p>議会答申）（以下「中教審答申」という）において、事前規制型から事後チェック型への移行という規制改革の流れも踏まえ、大学の教育研究の質の向上等を図るために、「新たな第三者評価」制度の導入が提言された。また、現在、当分の間、国公立大学のみを対象として実施することとされている機構の評価について、私立大学においても活用できるようにすることがあわせて提言された。この提言を踏まえ、昨年11月に学校教育法の改正により「新たな第三者評価」が制度化され、平成16年度から実施されることとなった。</p> <p>「新たな第三者評価」は、学校教育法上、大学の教育研究水準の向上に資することを目的として実施することとされており、国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校に、自己点検評価の実施とその結果の公表を義務として課した上で、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に關し、一定期間ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価（機関別評価）を受けなければならないこととされている。また、新たに制度化された専門職大学院を置く大学は、その専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、一定期間ごとに、認証評価機関の実施する評価（専門分野別評価）を受けなければならないこととされている。</p> <p>さらに、法令上、評価の実施に当たっては、各評価機関が定める評価基準に従つて行うこと等が定められているが、具体的な評価の実施方法等は、基本的に各評価機関が定めることとなっている。</p> <p>（2）「新たな第三者評価」と機構の評価との関係 「新たな第三者評価」制度において、認証評価機関としての認証を受けるかどうかは、あくまで第三者評価機関の判断である。しかし、大学等にとっては、適切な「新たな第三者評価」を受ける機会が十分に用意されなければならない。上記のとおり、「新たな第三者評価」も機構の評価も、ともに大学の教育研究水準の向上に資することを目的とする点で一致している。また、評価の対象についても、機構の評価が、国立大学を主な対象としつつも、公私立大学をも視野に入れたものであることなどにかんがみれば、機構のこれまでの評価は、「新たな第三者評価」において継承・発展させていくべきものと考えられる。</p> <p>加えて、第三者的評価が緒についたばかりで必ずしも評価機関が十分成熟していないなど、諸外国に比して大学評価が立ち遅れた状況にある我が国の現状においては機構は、我が国の第三者評価において、先導的な役割を担っていくべきであり、評価のノウハウを蓄積し、その公開・普及に努めることが、他の第三者評価機関の充実、我が国の第三者評価の発展に寄与するものと考えられる。</p> <p>したがって、機構は、「新たな第三者評価」制度において、認証評価機関として、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を生かしつつ、国公私立大学等を対象とした機関別第三者評価、法科大学院に係る専門分野別第三者評価など、社会的要請の強い「新たな第三者評価」事業に積極的に対応していくことが必要であり、体制の整備を図っていくべきである。</p>
---	---

<p><b>3 国立大学法人評価における機構の役割</b></p> <p>（1）国立大学法人の評価制度の概要 昨年3月の『新しい「国立大学法人」像について』（国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告書）（以下「法人化会議報告書」という）においては、個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開等に資するため、国立大学を法人化することが提言された。そこでは、第三者評価が制度の柱の一つとして位置付けられ、中期目標・中期計画の策定とこれらを前提とした評価の仕組みを構築する中で、機構は国立大学法人の教育研究に関する事項について専門的観点から評価を実施すること、またそれに伴って、機構の業務内容を見直すべきことが提言された。この提言を踏まえ、本年7月、国立大学法人法が制定され、平成16年4月から法人化が実施されることとなつたが、法律では、評価に関し、国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関して国立大学法人評価委員会が行う評価においては、機構に対して、国立大学及び大学共同利用機構の教育研究の状況について、独立行政法人大学評価・学位授与機構法に規定される評価の実施を要請し、その結果を尊重して行わなければならないことが規定されている。</p> <p>（2）国立大学法人評価における機構の役割 国立大学法人の評価は、国立大学に対して、国が所要の予算措置をすることを踏まえ、投じられた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証する観点から、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会が、各国立大学法人等の中期目標・中期計画の達成状況を評価するものである。</p> <p>しかしながら、法人化会議報告書において示されたとおり、国立大学の法人化は個性豊かな大学づくりと国際競争力ある大学の教育研究の展開に向け、大学の教育研究の質的充実等に資することを目的として実施されるものであり、また、法律上も、国立大学法人評価における教育研究面の評価として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法において規定された「教育研究水準の向上」を目的とした評価の実施を機構に要請することとされていること等にかんがみれば、機構は、法人評価の観点を踏まえつつ、現行の評価の目的や実施方法を生かして行うことが適当であると考えられる。</p> <p><b>4 機構の独立行政法人化と今後の評価業務</b></p> <p>当機構についても、行政改革の要請等を踏まえ、国立大学の法人化と同時に独立行政法人化することとされ、本年7月「独立行政法人大学評価・学位授与機構法（以下「機構法」という。）」が制定された。</p> <p>機構法では、法人化後に機構が実施する評価業務についての規定は現行法と同様であり、「大学等の教育研究水準の向上に資する」ことを目的として「大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設</p>	<p>置者に提供し、並びに公表すること」とされている。</p> <p>また、特に、国立大学法人評価委員会から、国立大学及び大学共同利用機構の教育研究活動等の状況について、上記の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく評価を行い、その結果を国立大学法人評価委員会及び各国立大学、大学共同利用機構に提供し、公表することが規定されている。</p> <p>（なお、評価に關する必要な事項は、現行法と同様に文部科学省令で規定されることとなっているが、第三者評価機構として、自律性・独立性を確保する観点から、機構として、具体的な評価の在り方について検討することが必要である。）</p> <p><b>5 現行方式による評価の本格的実施について</b></p> <p>「はじめに」でも述べたとおり、機構では、平成12年度着手から3年間の試行的実施期間の評価の経験・実績をもとに、平成15年度中に、現行方式により、本格的な評価事業を開始することを計画してきた。しかしながら、これまで述べてきたように、機構の評価業務の意義・目的については、「新たな第三者評価」や国立大学法人の評価制度において達成することができるものであり、また、これに加えて、別途第三者評価を実施することは、機構及び大学の双方に過度の負担となり現実的でないことから、いわゆる15年度からの現行方式による「本格実施」については行わないこととする。ただし、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を生かしつつ、更なる機構の評価事業の進展を図る観点から、現行の評価の基本的な考え方等については、今後の評価に反映させていくことが基本とすべきである。</p> <p><b>6 自律性・独立性の確保</b></p> <p>先に述べたように、国立大学の法人化と同時に、機構も独立行政法人化することとなっている。機構は、法人化後も、法令の枠組に則りつつ、第三者評価機構として、大学関係者や有識者等の参考を得て、自律した運営を行なう組織として存在するとともに、行政から独立した立場で評価を行う必要がある。現行の評価においても、評議員会、運営委員会、大学評議委員会で広く大学関係者、有識者等の参考を得て事業を実施してきたところであり、法人化後の評価の実施においても、その姿勢を堅持し、自律性・独立性を保ちつつ評価を実施していくことが重要である。</p> <p><b>7 進化する評価システムと「評価文化」の醸成</b></p> <p>機構においては、これまででも、評価の当事者（対象機構及び評価担当者）や関係団体等の意見を踏まえつつ、評価方法等の開発・改善に努めてきたところであるが、今後ともその姿勢を堅持し、透明性の高い、進化する評価システムとなるよう、その改善に努めることが必要である。</p> <p>また、我が国においては、第三者評価が緒についたばかりであり、機構は、評価の実施等を通じて、大学の教育研究水準の向上のために評価が必要欠くべからざるものであるとの認識や、第三者評価への正しい理解の普及などいわゆる「評価文化」</p>
---	--

の醸成に努めるべきである。

## 8 評価の国際的通用力の確保等

情報通信技術等を用いて国境を越えて提供される高等教育サービスが一層流逝する時代が到来しつつあり、国際間での学生の流動化が進展する時代にあって、高等教育の国際的な質の保証が大きな課題になりつつある。

このため、機構においても、評価の国際的な通用力の確保に配慮するとともに、諸外国の評価機関等との国際的な協力体制、ネットワークの構築等を推進していく必要がある。

## 第二章 新たな第三者評価制度の下での機構の評価

### I 機関別評価

#### 1 基本的考え方

##### (1) 機関別評価の目的等

機構の評価は、「評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること」、「大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、社会にわかりやすく示すこと」、を目的として実施してきたところであるが、これは、「新たな第三者評価」制度の目的に合致するものである。機構が機関別評価において引き継ぎこのことを目的とすることは、機構のこれまでの評価のノウハウを生かすとともに、多様な機関別評価の発展という観点からも重要であると考えられる。

また、「新たな第三者評価」制度は、中教審答申において、大学の質の保証のためのシステムの一環として位置付けられており、機構が第三者評価機関の一つとして、「我が国の大学の教育研究等の質について保証していくこと」は、評価の国際的通用力の観点からも重要なことから、機構の機関別評価においては、このことも評価の目的として位置付ける。

##### (2) 現行の評価を生かした評価

機構の現行の評価の特徴は、第一章の1の(3)で示したとおり、「複数の評価手法に基づく多面的な評価」、「各大学等の目的及び目標に即した評価」、「各大学等の自己評価を踏まえた、当該分野の専門家等による評価（ピア評価）」、「大学等の優れた取組や改善点を指摘」、「評価結果は、各大学等に通知した内容を社会にもそのまま公表」という点にあり、機関別評価の実施に当たっては、これらの特徴を十分に生かした評価を行っていく。「新たな第三者評価」を担う評価機関は複数となることが想定されており、各大学によって評価機関が選択されることから、選択する大学の便宜のためにも、このことを機構の実施する評価の特徴として明確に示していく

— 6 —

く。

ただし、現行の評価では「複数の評価手法に基づく多面的な評価」として、全学テーマ別評価では数テーマごと、分野別教育評価及び分野別研究評価では数分野ごとに時期を違えて実施してきたが、「新しい第三者評価」の機関別評価では当該大学の教育研究等の「総合的な状況」の評価が求められることから、これらの手法を統合して一時に総合的な評価を行えるよう、評価内容の精選や評価方法の簡素化等の工夫を図る。

##### (3) 評価基準に従った評価

「新たな第三者評価」においては、評価機関自体が定める評価基準（大学評価基準）に従って評価を行うこととされている。この評価基準は、学校教育法や大学設置基準等の諸法令を踏まえて策定することが求められているが、機構の評価基準の策定に当たっては、これに加えて、現行の評価のノウハウを十分に生かし、大学の個性輝く発展のために、画一化が生じないよう配慮する必要があり、大学設置基準等の諸法令を踏まえ機構として大学の教育研究活動等において満たすことが必要と考える要件を示しつつ、各大学の有する「目的及び目標に即した評価」が可能となるように設計する。

また、現行の評価で複数の手法の下で開発してきた評価項目や項目ごとの評価のための観点例等については、その統合と内容的な精選を図る。

## 2 機関別評価の実施方法等

### (1) 評価基準

#### ① 評価基準の内容

評価基準は、大学の活動を多面的に評価するための複数の評価項目及び評価項目の構成要素（当該評価項目で何を評価するか示したもの）、各評価項目・構成要素ごとの大学として求められる内容等に関する記述等をもって構成する。

記述は原則として一般的・定性的なものとし、各大学の目的及び目標に照らした状況の分析もできるよう工夫する。また、具体的な解釈指針等を設け、その中で必要に応じて定量的な指標等を示すことも考えられる。

#### ② 評価項目

( ) 評価が国公私立大学の全てを対象とすること等を勘案し、教育を中心とした評価項目の構成とし、「教育の成果」、「教育の内容」、「教育の実施体制」、「学生支援」などの評価項目を置く。研究についての評価は、研究活動が教育の充実に還元されているかどうか等の観点から、また管理運営についての評価は、適切な教育を実施するために必要な管理運営体制が構築されているか、将来にわたって教育活動を継続できる経営・財政基盤を有しているかどうか等の観点を中心として評価を行う。

— 7 —

また、評価における各大学等の負担を軽減するため、評価項目及び評価项目的構成要素の精選・大綱化を図る。

( ) 評価項目として、大学の希望や目的等に応じた評価項目を設けることを検討する。具体的には、「研究水準及び研究の成果等」、「研究実施体制の整備」及び「社会との連携、国際交流等」等の項目について、選択的項目とする方向で検討する。(別紙「機関別評価の評価基準及び評価方法の具体的イメージ」参照)

ただし、「研究水準及び研究の成果等」については、機構における評価の実施体制の整備状況等を踏まえ、その実施可能性を含めて具体的な実施方法を検討していくことが必要である。

### (2) 実施プロセス

1 基本的考え方方に従い、現行の機構の評価方法等を踏まえつつ、以下のようなプロセスにより評価を実施する。

① 各大学の目的及び目標に即して、評価項目ごとの教育研究活動等の状況について、評価基準に従って評価を行い、大学としての優れた取組や改善点についての指摘を行う。

② 各評価項目ごとの教育研究活動の全体の状況について、わかりやすい段階的記述（十分、おおむね等）によって明らかにする。なお、具体的な段階的記述の方法についてはさらに検討する。

③ なお、上記②の各評価項目の段階的記述における最低の段階は、機構として大学に必要と考える最低限の条件を下回り、各評価項目に係る評価基準を満たしていない段階として位置付け、1項目でも最低段階の評価項目がある場合には、大学全体として評価基準を満たしていないものとし、その旨の指摘を行う。

④ 上記②に加え、評価項目ごとの段階的記述の結果を総合して、全項目を通じての大学全体の総合的な状況についての段階的記述を行うことは、大学の状況を端的かつわかりやすく表示するという点で一定の意義があるが、大学の目的及び目標に即した評価であることや評価の多面性などが軽視され、安易に大学間の比較やレッテル貼りに使われかねないなどの弊害があることから、原則として実施しない。

### (3) 評価の単位

大学全体としての目的の明確化や大学運営に対する全学的取組の充実強化が求められていること等から、評価単位は、原則として大学全体とし、評価の内容に応じて、学部・研究科等の基本組織に即して分析等を行い、その結果に基づいて、評価項目ごとの評価を行うこととする。なお、評価項目に応じ、学部・研究科等の基本組織ごとに段階的記述を行うかどうかについては、さらに検討する。

### (4) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。書面調査は大学が作成する自己

— 8 —

評価書に基づき実施し、訪問調査は、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施する。

### (5) 評価組織

① 評価は、具体的な評価方法（評価基準等）の検討、実施要項の策定、評価結果の調整・最終判断等を行う評価委員会の下に、評価対象校ごとに、その学部の状況等に応じて編成する分野横断的な評価チームを設置し、実施する。

② 必要に応じて、各評価チームを構成する分野ごとの専門家による専門委員会を構成し、評価結果の調整等を図る。

### (6) 意見の申し立て

評価結果については、確定する前に各大学に通知し、各大学は、機構から通知された評価結果に対して意見の申し立てを行うことができるようとする。機構は、評価結果に対する意見の申し立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。

### (7) 評価結果の公表

評価結果については、各大学に通知するとともに、通知した内容を社会にもそのまま公表する。

### (8) 評価の周期

評価の周期については、原則として7年としつつ、大学の判断でこれより短い周期での評価も実施することとする方向で検討する。

### (9) その他

大学全体として評価基準を満たしていない場合のフォローアップについて検討する。

## 3 短期大学の機関別評価

短期大学の機関別評価の実施については、評価を実施することによる物理的負担や機構における評価体制の整備、他の評価機関の動向等を勘案しつつ検討する。なお、評価を実施する場合には、四年制大学と基本的な考え方は同様とするが、短期大学の特徴を踏まえ、より重点化・簡素化した形で実施する。

## 4 高等専門学校の機関別評価

(1) 高等専門学校（以下「高専」という。）についても、機関別第三者評価について、大学の規定が準用され、評価を受けることが義務付けられている。

(2) 高専評価については、現在のところ、機構以外に実施することを検討している機

— 9 —

関は存在しない状況であり、また、高専関係者から、機構における評価の実施を要望する声があること等を踏まえ、機構として、高専評価を実施していくこととする。

(3) 高専は、後期中等教育を内包しているが、全体としては短期大学と同様の準学士の称号を与えるまでの高等教育を実施しており、またその本科の上に設置する専攻科の大部分が機構によって大学レベルの教育を行う課程として認定されるなど、大学に近い性格を持っていることから、評価を実施する場合には、高専の特性を考慮しつつ、基本的には、機関別第三者評価における大学の手法に準ずることとし、より簡素化して実施する。

(4) ただし、機構におけるこれまでの大学評価のノウハウを必ずしも生かすことができない部分があると思われることから、本格的な評価に先立ち、試行を実施することが必要である。さらに、機構の事務体制についても高専評価の実施に合わせて整備することが必要である。

## 5 評価費用の徴収

評価対象機関から、適正な評価手数料を徴収する。なお、評価手数料の決定に当たっては、他の評価機関とのイコール・フッティング等の観点も踏まえることが必要である。

## II 専門分野別評価

### 1 実施すべき評価分野

- (1) 評価分野については、当面、評価が義務付けられる専門職大学院のうち、特に社会的要請の強い分野を対象とすべきである。
- (2) 法科大学院については、司法制度改革審議会意見書等において、第三者評価が制度の重要な柱として位置付けられていることや、平成16年度に制度化され、相当数が同時に設置されることになることながら、専門職大学院の各分野の中でも、早急に第三者評価の実施体制が整備されることが必要な分野である。我が国における第三者評価体制の現状にかんがみれば、法学分野の教育・研究評価の経験を有する機関においても、法科大学院の評価を実施していくことが必要である。
- (3) なお、その他の分野については、各大学院や他の評価、機関の状況等を踏まえつつ検討していく。

### 2 評価方法等

- (1) 専門分野別評価は、分野により、求められる評価の在り方や視点等が異なることが予想されることから、具体的な評価方法等については、それぞれの分野の専門家等で構成する組織等において検討すべきである。
- (2) 特に、法科大学院の評価については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」により適格認定が必須とされていることや、司法制度改革審議会意

- 10 -

見書の趣旨等を十分に踏まえる必要があることから、大学関係者や法曹関係者などの有識者の参加を得て、評価方法等に関する具体的な検討を行う必要がある。このため、別途組織される「法科大学院の認証評価に関する検討会議」において、評価基準をはじめとする具体的な評価方法等について検討する。

## 第三章 国立大学法人の評価

### 1 基本的考え方等

- (1) 国立大学法人法においては、国立大学法人の評価に関し、以下のよう規定がなされている。
- 国立大学法人は、文部科学省令の定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。
  - この評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査、分析をして、その結果を考慮するとともに、大学評価・学位授与機構に対し、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をしなければならない。
- (2) また、法人化会議報告においては、国立大学法人の評価について、以下のような考え方が示されている。
- (基本的な考え方)
    - 国立大学法人に対する評価制度は、大学運営の自主性・自律性や教育研究の専門性を尊重しつつ、評価により、大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たすこととする。
- (評価の内容・方法・手続)
- 評価は、各大学ごとに中期目標の達成度について行うとともに、各大学の個性を伸ばし、質を高める観点から、分野別の研究業績等の水準についても行う。  
国立大学法人評価委員会は、評価事項のうち、教育研究に関する事項について、評価に先立って、大学評価・学位授与機構の意見を聴き、尊重する。
- (3) しかしながら、国立大学法人の評価の在り方は、今後、国立大学法人評価委員会において具体的に検討が行われることとなっており、本検討会議としては、機構の評価に係る現時点での基本的方向性を以下に示すこととするが、法人評価全体の在り方の状況が明らかになった段階で、その内容を踏まえて、さらに検討する必要がある。
- (4) なお、機構は、第三者評価機関として、行政から独立した立場で評価を行う必要があり、現行においても、評議会、運営委員会、大学評価委員会で広く大学関係者、有識者等の参画を得て事業を実施してきたところである。国立大学法人の評価

- 11 -

の実施においても、その姿勢を堅持し、自律性・独立性を保ちつつ評価を実施していくことが重要である。このことは、国立大学法人評価委員会との関係において、特に配慮すべきであり、評価方法や評価組織の編成などの面で、国立大学法人評価委員会に対し、自律性・独立性を確保した形で評価を実施していくことが必要である。

### 2 評価の実施方法等

- (1) 国立大学法人評価における機構の評価は、国立大学法人法や法人化会議報告の趣旨を踏まえ、教育研究に関する中期目標・中期計画の達成状況について実施する。
- (2) 現行の機構の評価は、いずれの評価区分も、各大学の有する目的及び目標に即した評価であり、基本的には、中期目標・中期計画の達成状況についての評価と趣旨を同じくするものである。したがって、その基本的考え方や評価手法については今後も生かしつつ、大学が法人全体として作成した中期目標・中期計画に基づいて自己点検評価を実施することや、評価全体の実施期間、業務量の問題等に対処していくため、現行の3区分の評価を中期目標・中期計画達成状況の評価として整理し、実施する。
- なお、研究業績等の水準に係る評価に関しては、現行では、「分野別研究評価」の一項目の中で、研究水準等の判定を実施しているところであるが、「分野別研究評価」を中期目標・中期計画達成状況の評価の一環として整理・実施する中で、研究業績等の水準についても評価する方向で、今後の国立大学法人評価委員会の検討状況等も踏まえ、さらに検討する。
- ただし、この研究業績等の水準の評価については、その実施により、教育軽視の傾向を助長することにならないよう、また、この評価が真に我が国の研究の活性化につながるよう、具体的なシステムの構築に当たって、十分慎重な検討が必要である。
- (3) 中期目標・中期計画達成状況の評価は、平成16年度から全大学一斉に法人化がなされ、6年のサイクルで中期目標・中期計画が設定されること、及び評価結果を次期中期目標・中期計画等の内容及び運営費交付金の算定等に反映させることができることなどから、全大学一斉に実施する方向でさらに検討する。
- なお、一斉実施により、機構においては、一定期間に膨大な評価作業をこなす必要が生じる。また、各大学における評価作業の負担の軽減を図るために評価内容や評価手法について、現行の評価を基本的に生かしつつも、評価項目等の精選、後述するあらかじめ収集・蓄積された評価に必要な情報・データの活用、評価結果のまとめ方の工夫、評価組織の編成における工夫などにより、評価の重点化・簡素化を図ることが必要である。
- (4) 評価の実施プロセスをはじめ具体的な評価方法については、国立大学法人評価委員会における検討状況を見極めつつ、さらに検討する。
- その際、機構の評価の目的や、これまで機構が蓄積した評価のノウハウを最大限

- 12 -

生かしていくことや、機構の評価が、国立大学法人評価委員会による国立大学法人の業績全体の評価の一環としても位置付けられるものであることなどに留意することが必要である。

- (5) 国立大学法人においては、中期目標・中期計画達成状況の評価と合わせ、同時に機構の機関別評価を受けることを希望する場合があることが考えられることから、そのような大学の負担を軽減するため、両者の評価において手続や評価項目などを共通化できる部分は共通化するなどの工夫を行うことが必要である。

### 3 大学共同利用機関の評価

大学共同利用機関については、国立大学法人法により、大学共同利用機関法人として、基本的には国立大学と同様のスキームで法人化することとなっている。したがって、評価についても、基本的に国立大学法人と同様の枠組で実施していくことが適当である。

ただし、評価の単位については、法人化が既存の機関の統合により実施されることを踏まえ、検討することが必要である。

## 第四章 調査研究及び評価情報の収集、整理及び提供

### 1 調査研究

機構は、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を行うことを業務の一つとしている。現在、大学評価組織・機関・評価手法及び評価指標、評価プロセスの情報化、評価の国際的通用力及び国際協力等に關し、機構の評価の展開を見据えた戦略的な視野の下で調査研究に取り組んでいるところである。

今後、機構の実施する評価が拡大・多様化すること、国際的にも評価に多様な変化が起きて来ていることから、戦略的な調査研究を推進するとともに、さらに評価に関する基礎的な研究を強化していく必要がある。

また、機構がこれまで実行に実施してきた評価の状況を詳細に分析・研究し、その結果を今後の評価事業に反映させていくことが必要である。

### 2 評価情報の収集、整理及び提供

- (1) 機構は、評価関係業務の一つとして、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報を収集、整理し、広く社会にその情報をわかりやすく、かつ利用しやすい形で提供することとされており、独立行政法人化後も引き続きこの業務を実施することとなっている。
- (2) 大学の自己評価においても、第三者評価においても、評価の公正性・信頼性を確保するためには、正確な根拠情報に基づいた評価が不可欠である。また評価の効率性を高め、作業に要する負担を軽減するためにも、大学等の教育研究活動等に關す

- 13 -

る情報を共有し、評価の目的等に応じて必要とする情報を活用できるシステムを整備することが必要である。

(3) このため、機構において大学情報のデータベースを構築し、各大学の自己評価の内容・方法の充実や、各大学が他大学の状況を把握し、教育研究の質の改善を図る際の参考にすること等に資するとともに、機構の評価作業の円滑化・省力化や、大学の活動状況に対する国民の理解の促進等に資することが必要である。

(4) 大学情報データベースの構築にあたっては、各大学と連携協力していくことが必要であり、機構は、評価に必要となる予想されるデータを分析・整理し、データ構造を明らかにするなど、構築するデータベースの設計内容を公開し、各大学等のデータベース構築・整備に資することが必要である。

特に、国立大学法人評価においては、毎年度機構が評価情報を蓄積していくことが必要であり、具体的にどのような情報を収集・蓄積していくかについては、大学関係者の意見を踏まえつつ検討していくことが必要である。また、文部科学省に提出される年次報告のデータを機構のデータベースに蓄積することなども考えられるところであり、検討することが必要である。

(5) なお、大学等と機構以外でも大学等の教育研究活動等に関するデータを所有している機関もあることから、それらの活用や連携方策等についても十分留意することが必要である。また、評価情報の収集、整理及び提供と併せて機構が行うこととされている、大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供における活用等を図っていく必要がある。

## 第五章 その他

### 1 現行の試行的評価の総合的検証等

現行の試行的評価の評価手法等について総合的な検証を行い、新たな第三者評価、国立大学法人評価に生かしていくとともに、法人化後も、常に評価に対する自己点検・評価や外部検証を行って進化する評価となるよう努力していくことが必要である。なお、機構の独立行政法人化に伴い、機構自体が独立行政法人評価の対象となること留意することが必要である。

### 2 研修の充実

機構の評価の柱はピア評価であることから、評価担当者に対して、評価の趣旨・目的、意図、評価手法などを十分に理解してもらうことが極めて重要であり、評価担当者等に対する研修について、大幅に充実させることが必要である。また、機構の評価では、大学における自己点検・評価が重要な位置を占めていることから、各大学における評価担当者の資質の向上を図ることが重要であり、機構として、これらの者を対象としたセミナーの開催等により、積極的な役割を果たしていくことが必要である。

— 14 —

### 3 業務体制

評価事業を支える機構の業務体制については、今後多様になる評価の内容や業務量の増大や専門性向上の需要に応じて、充実を図ることが必要である。また、現行の業務体制の見直しを図るとともに、事業の実施状況に応じた、評価者の役割分担や組織の柔軟な編成などの組織上の工夫も検討すべきである。

— 15 —

別紙

評価項目（例）	大学評価基準例（イメージ）	大学が行う作業・自己評価	機構が実施する評価
I 目的及び目標の確認	○目的及び目標が明確に示されている。 ○目的が学校教育法に規定された大学の使命を達成するものである。 ○目標が大学の目的の達成のために適切なものである。	○目的及び目標の整理 ○公表状況の確認	○目的及び目標が評価基準を満たしているかどうかを確認 (機構が目的及び目標そのものと評価判断をするものではない)
II 教育	①環境状況や授業評価結果等から判断して、目的及び目標において意図する教育の実績や効果の状況  ②卒業後の状況等から判断して、目的及び目標において意図する教育の実績や効果が得られている。	○調査評定や授業評価結果等から判断して、目的及び目標において意図する教育の実績や効果が得られている。	
2 教育の内容等	①アドミッション・ポリシー等 ○目的及び目標に照らして、求める学生像や入試の在り方等が記載されたアドミッション・ポリシーが検討され、明示されたアドミッションに沿った入学の流れが実施され、機能している。  ②教育課程の編成 ○教育課程が体系的に編成され、目的・目標を十分に実現できるものである。 ○授業料等の内容と目的及び目標を十分に実現できるものである。  ③教育方法等 ○授業形態や学習指導法等が整備され、目的・目標を十分に実現できるものである。  ④成績評価 ○成績評価の一貫性や厳格性が確保され、成績評価法が適切であり、有効なものとなっている。	○教育課程等から判断して、目的及び目標において意図する教育の実績や効果が得られている。  ○評価項目及び要素に基づく結果とその段階を記述	
3 教育の実施体制等	①教育実施組織等 ○目的及び目標に照らして、教育を担当する教育体制など教育の実施組織が整備され、機能している。  ②教育環境の整備・活用 ○目的及び目標に照らして、教育方針に沿った学習環境(施設、設備等)が適切に整備されている。  ③教育の質の向上及び改善のためのシステム ○教育の状況について組織として点検し、評価を適切に実施できる体制が整備され、評価によって改善が実施される。 ○評議会による採議評議やファカルティ・ディベロップメントなど教育改善のための取り組みが適切に実施され、有效地に改善に結びきっている。	○評価項目及び要素に基づく結果とその段階を記述	
4 学生支援等	①学習支援 ○学習を進める上での相談・助言体制や、自主的な学習環境等が整備され、機能している。  ②生活支援等 ○学生の生活や就職等に係る相談・助言体制や、学生の組織的活動に対する支援体制等が整備され、機能している。		

— 17 —

評価項目（例）	大学評価基準例（イメージ）	大学が行う作業・自己評価	機構が実施する評価
III 研究	①研究活動の成果が、教育活動の充実に深く関連している。  ②研究の実施体制の整備 ○目的及び目標において意図する研究水準が達成され、研究の実施が得られている。	○研究活動の成果が、教育活動の充実に深く関連している。  ○目的及び目標において意図する研究水準が達成され、研究の実施が得られている。	○評価項目及び要素に基づく結果とその段階を記述  ○優れた点及び改善点について指摘 ○評価項目ごとの研究活動の全般的な状況について段階的記述により明らかにする ○基準ごとの評価結果を積み上げて項目として評価 ○ピアレビューにより研究業績等の水準を評価
IV 社会との連携、国際交流等（選択の項目）			
V 管理運営		○教育に係る目的及び目標を達成するためには必要な管理運営体制が構築され、機能している。  ○教育に係る目的及び目標を達成するためには必要な資源を有している。 ○将来にわたって教育活動を継続できる経営・財政政策を有している。	○評価項目及び要素に基づく結果とその段階を記述  ○優れた点及び改善点について指摘 ○目的及び目標に照らして評価項目全般の状況により明らかにする ○基準ごとの評価結果を積み上げて項目として評価
VI 評価基準を満たしているかの判定			※各評価項目の段階的記述における該当の段階は、大学評価基準例等では「該当」であるが、各評価項目に係る評価基準を満たしていない場合とする。 ※目的及び目標が「の条件を満たす」とある場合は、該当する段階の評価項目が該当する場合に「該当」である。該当する段階の評価項目を満たしていない場合は、「該当」しない。 ※目的及び目標が「の条件を満たさない」とある場合は、該当する段階の評価項目が該当する場合に「該当」しない。

(備考)  
 1. 本資料は、総閲別評価について、その評価基準及び実施方法の具体的なイメージを持ってもらうために作成した資料であり、大学評価基準例等については、十分な検討を行われたものではなく、未定型の性格の資料である。  
 2. 評価項目（例）及び大学評価基準例については、全てを網羅したものではなく、今後の検討により大幅に変わるものである。特に評価基準については、現在機構が行っている評価の観点を参考にして作成したものであり、あくまで例示としてその一部を示したものに過ぎない。

— 18 —

## 大学評価に関する各種セミナー等の開催

### ○講演会「Managing Quality and The Globalisation of Higher Education」を開催

評価研究部では、平成15年5月30日（金）に、英国Open UniversityのJohn Brennan氏をお招きして、講演会を開催いたしました。講演は「Managing Quality and The Globalisation of Higher Education（高等教育の品質の管理と国際化）」と題し、高等教育の品質管理の世界的傾向とその社会的文脈、各国のシステムの相違、今後の展開の方向性についてご説明いただきました。



Brennan氏によれば、高等教育における品質の管理の動きは世界的に見ることができます。例えば、品質保証機関の国際ネットワークであるINQAAHEに参加している機関の国の数を見ても、100年の歴史を持つ米国は別格として、1991年には10カ国であったものが、2003年には58カ国にもなっています。このような品質管理の動きの社会的背景としては次のものが指摘できます。

- ・エリート教育からマス教育への変化
- ・多様性のマネジメントの必要
- ・高等教育への公的資金の減少
- ・高等教育の国際化
- ・他国の評価機関の存在を知ることによる模倣
- ・「the evaluative state」（パブリックマネジメントにおける評価の位置づけの増大）

このような背景のもとで、各国では様々な目的のために品質の管理が行われています。各国の多様性は、Clarkのトライアングル、すなわち、政府の権力、学問の寡頭性、市場の3つのバランスから概念化することができます。政府の権力が強い国では、品質管理は国からの要求として行われます。学問の寡頭性の中では品質管理は伝統的なピアレビューによって行われるでしょう。そして市場においては消

費者である学生からのフィードバックが重要な要素となります。各国の高等教育がこのようなバランスのどこに位置しているのか、どのような方向に変化して行っているのかによって、形成されるシステムの特徴も異なりますし、その中で焦点となる「価値」についても異なることになります。

Brennan氏は続けて、具体的にどのような点に各のシステムの違いを見る能够があるか説明されました。各国の品質保証のシステムには、もちろん、共通した特徴も挙げることができます。たとえば、特別な組織を設けていること、規則やガイドラインを作成していること、大学による自己評価を行い、ピアレビュー、および訪問調査を行っていることなどです。しかし同時に、評価を行う組織の属性、評価対象が機関か教育プログラムか、アクレディテーションを行っているか否か、レポートを公表するか否かなどで違いをみることができます。実際にINQAAHEで調査を行った結果では、これらの特徴は多様なものだったということです。

講演では最後に、今後の高等教育の品質管理の方向性について説明いただきました。今後の背景として認識すべき事には、消費者の重視、マス教育からユニバーサル教育への移行、ビジネスとしての大学（経営面の品質管理の必要）、知識生産様式の「モード1」から「モード2」の移行、国際化などを挙げることができます。国際化については、最近のINQAAHEの会合においても、ヨーロッパや北アメリカなどの地域を単位とする品質保証の機構の設立、国境を越えた教育や沿革教育の品質保証、いわゆるディグリーミル対策、品質保証のネットワークのあり方などが今後の課題として議論されたとのことです。2001年の国際大学学長協会でも品質保証機関を審査する国際基準を形成する提議もされています。Brennan氏自身はそのような単一の国際基準の形成が可能かについては懐疑的であるとコメントされました。今後の高等教育の品質管理や保証では、国際化の方向を進みつつある旨が説明されました。

## ○講演会「米国の高等教育における IR (institutional research) の射程、発展、文脈」を開催

評価研究部では、平成 15 年 8 月 25 日（月）に、米国 Policy Center on the First Year of College、Brevard College の Randy L. Swing 氏をお迎えして、米国の高等教育における IR (institutional research : 機関の情報を集積し、分析を行う) についての講演会を開催いたしました。

Swing 氏による報告は次のとおりです。



米国の IR は 1960 年代初期に開発され、現在 IR 部門は北米、ヨーロッパ、アフリカ、オーストラリア諸国多くのカレッジや大学に設置され、運営管理の専門職としての地位を獲得するまでになってい

る。

まず、1890 年代にアメリカのカレッジや大学においてデパートメント制が発達したことにより、それまで幅の広い分野をカバーしてきたゼネラリスト的な大学教員から専門性が重視される大学教員へと大学教員に期待される役割が変化した。

次の大きな転換は 20 世紀後半つまり、社会からのカレッジや大学に対する不満が次第に高まりはじめ、州や連邦関係者による「(品) 質保証」への要求が高まった時期にあたっている。

地域アクレディテーション政策および連邦の学生援助に関する規制が、大学のアカウンタビリティーを外部に対して示すことをさらに求めるようになったのである。

その結果、連邦への報告、アクレディテーション機関への自己評価報告書の提出、そして学生の学習成果の評価が IR 部門担当者の核となる業務となつた。

2000 年までには IR 職の必要性の認識が普及し、経営チームの一員として、少なくとも一人の IR 担当者が大多数の米国の大学内で雇用されている。

IR 部門は 2000 人程度の学生数の小規模大学から 2 万人以上の大規模大学に均衡よく配置されている。

IR 担当者が収集してまとめたデータは、科目、施設・設備、財政、職員、学生という 5 領域に分類でき、IR 担当者はこのデータを活用して、

地域、連邦アクレディテーションに関連した業務とプログラムの検討

学生の学習成果の評価のためのデータ分析およびアセスメント（評価）作成や関連データの収集

大学教員の教育実績に関するデータ分析等

教授陣の給与分析とキャンパス内のルールの遵守状況の分析

学生の履修登録管理と戦略的募集戦略管理

連邦教育省の調査事業へのデータ作成、報告書作成、大学関係出版物への情報提供

プログラムの見直しと評価

予算および財政計画策定

大学の年次報告書の作成と web 上での公開等を行う。



IR 担当者は組織、機関の意思決定への貢献度の高い仕事を担っているが、地道に業務に携わることが求められる一方、常に高度な統計手法を使用するための知識や手法の刷新をおこなうことも求められる。

また、正確性と迅速性の両方が強く求められる職である。

大学内の様々な部門とのリエゾンが円滑化されることが、IR 部門がうまく機能する鍵であり、また優れた IR 担当管理職を雇用することも機関にとっての効果的な投資である。

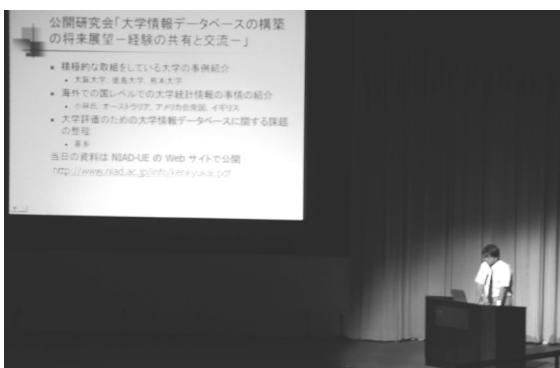
以上の報告の後、具体的なデータ分析手法やプログラムの検討方法についての意見交換や質疑応答が活発に行われました。

## ○「大学情報に関する公開シンポジウム」を開催

機構では、大学評価に関する情報の収集、整理、提供事業の一環として、平成 15 年 8 月 29 日（金）に国連大学ウ・タント国際会議場にて、「大学情報に関する公開シンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムは、平成 15 年 1 月 29 日（水）に独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催した評価研究部公開研究会「大学情報データベースの構築の将来展望—経験の共有と交流—」を発展させたもので、大学等の教育研究活動に関する情報のデータベース化の先進的な事例を紹介すると共に、機構が現在構想している「大学情報データベースシステム」の概要説明を行い、大学からの意見を聴することで、大学等の要望、意見を反映したデータベースとして構築されることを目的に開催したものです。当日は、国立大学・大学共同利用機関を中心に 110 機関から 240 名超の参加がありました。

今回はまず最初に、京都大学喜多教授より前回の評価研究部公開研究会の総括についてのプレゼンテーションが行われました。



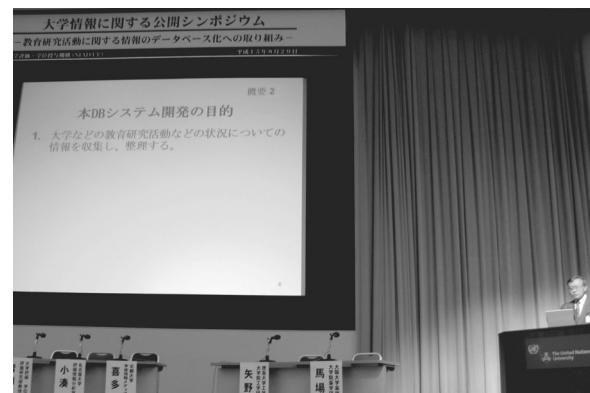
(セッション 1：京都大学 喜多一先生)

次に、国内の良好事例の紹介として、名古屋大学小湊助手から、名古屋大学マネジメント情報システムの現状についてのプレゼンテーションが行われました。



(セッション 2：名古屋大学 小湊卓夫先生)

続いて、評価研究部岩田教授により、現在機構で検討中の「大学情報データベースシステム」の概要についてのプレゼンテーションが行われました。



(セッション 3：大学評価・学位授与機構 岩田末廣先生)

そして最後に、以上のセッションを踏まえて、当日の発表者に加え、前回の研究会発表者である大阪大学馬場明道薬学部長、徳島大学矢野米雄工学部長を交えてのパネルディスカッション及び質疑応答が行われました。

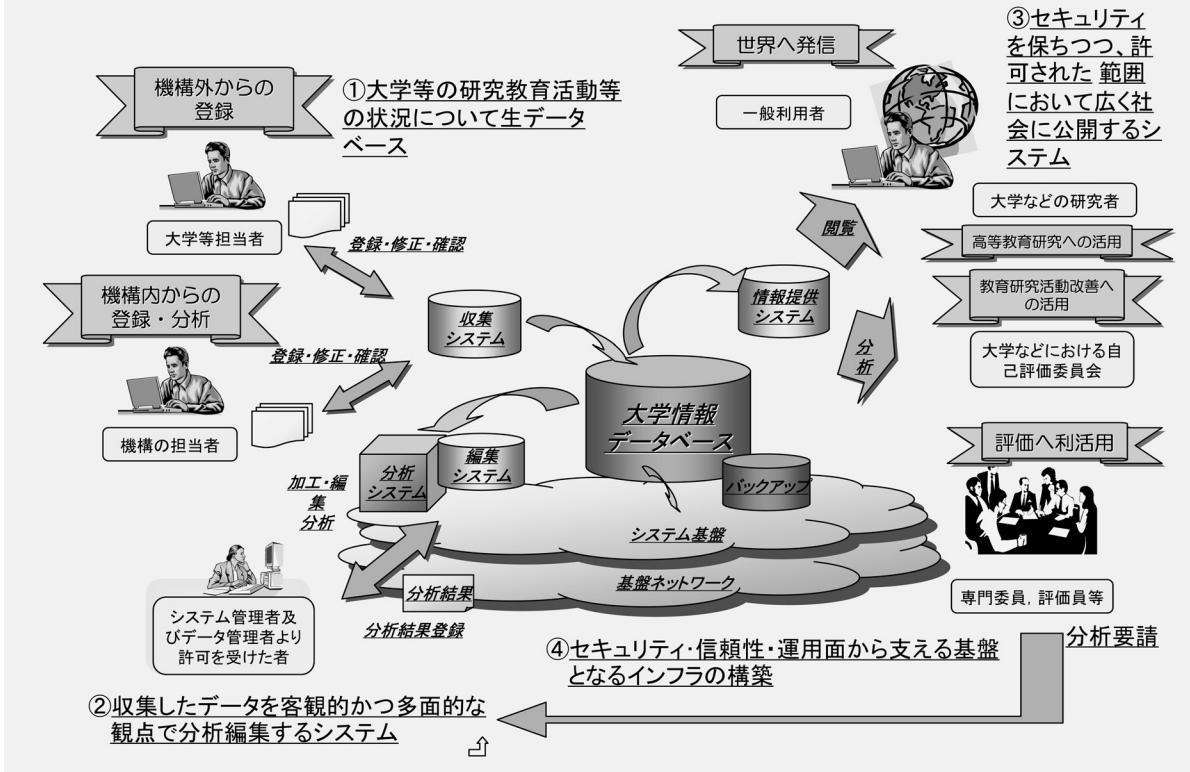


(セッション 4：全体討議（パネルディスカッション）及び質疑応答)

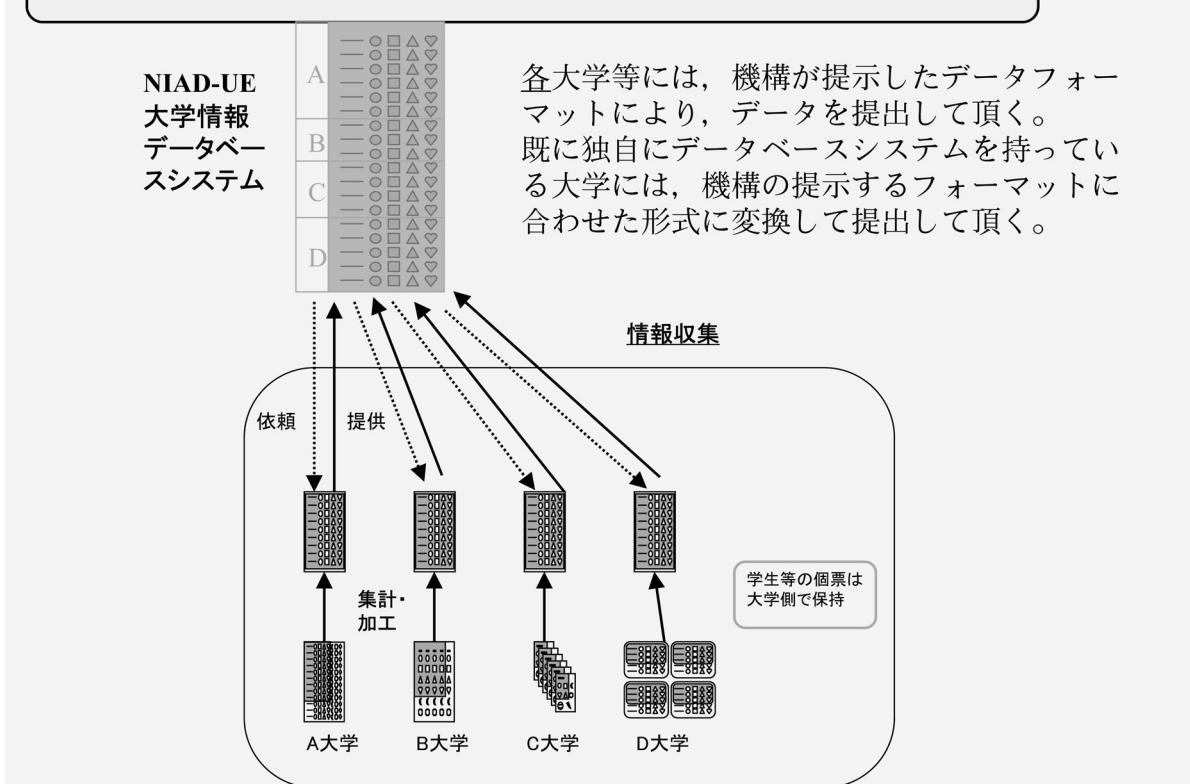
機構では、今後とも「大学情報データベースシステム」について理解と協力を進めるため、このような機会を積極的に用意することを考えております。

なお、当日の配付資料及び主な質疑応答については、当機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/hyouka/symposium/index.htm>) に掲載しております。

# 大学情報データベースシステムの基本設計の全体イメージ



## 各大学等と本機構との間でのデータ送受信例



# 学位授与事業の状況

## 短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する学士の学位授与関係

### ○ 371 人に学士の学位を授与

- 平成 15 年度 4 月期 -

平成 15 年度 4 月期の学士の学位授与申請受付の結果、21 専攻分野 38 専攻区分にわたる 438 人から申請があり、平成 15 年 5 月 16 日（金）開催の学位審査会において機構長から学位授与の可否についての審査が付託され、平成 15 年 6 月 15 日（日）に小論文試験（東京大学、大阪大学及び九州大学）と面接試験（東京大学）がそれぞれ行われました。

学士の学位授与については、関係各専門委員会で行われた修得単位の審査及び学修成果・試験の審査の結果に基づき、平成 15 年 8 月 26 日（火）開催の学位審査会において最終審査が行われ、「合格」、「不合格」の決定がなされ、371 人に対し学士の学位が授与されました。

基礎資格別申請者数、専攻区別の申請者数及び授与者数は次表のとおりです。



小論文試験（H15. 6. 15 東京会場）

<平成 15 年度 4 月期の申請者数及び授与者数  
(専攻区分別)>

専攻分野	専攻区分	申請者数	授与者数
文 学	国語国文学	4人	3人
	英語・英米文学	5	5
	仏語・仏文学	1	1
	歴史学	3	1
	心理學	1	1
教 育 学	教 育 学	7	6
神 学	神 学	1	1
社 会 学	社 会 学	1	0
	社会福祉学	1	0
学 芸	地 域 研 究	1	1
	科学技術研究	1	0
社会科学	社会科学	1	0
法 学	法 学	2	2
政 治 学	政 治 学	1	1
経 済 学	経 済 学	1	1
商 学	商 学	1	1
経 営 学	経 営 学	4	3
理 学	数学・情報系	1	1
	化 学 系	2	1
	生物 学 系	2	1
	総合 学 理	5	4
看 護 学	看 護 学	193	157
保健衛生学	検査技術科学	30	30
	放射線技術科学	65	62
	理学療法学	10	10
	作業療法学	5	5
鍼 灸 学	鍼 灸 学	2	2
栄 養 学	栄 養 学	24	18
工 学	機 械 工 学	16	12
	電 気 電 子 工 学	7	5
	情 報 工 学	5	3
	応 用 化 学	5	5
	建 築 学	4	4
農 学	農 学	5	5
家 政 学	家 政 学	2	1
芸 術 学	音 樂	1	1
	美 術	14	13
体 育 学	体 育 学	4	4
合 计		438	371

<平成 15 年度 4 月期の申請者数(基礎資格別)>

基 础 資 格	申請者数
短 期 大 学 卒 業 者	279 人
高 等 専 門 学 校 卒 業 者	30
專 門 学 校 修 了 者	99
大 学 中 退 者	16
飛 び 級	3
大 学 卒 業 者	10
外 国 資 格	1
合 計	438

## 認定課程（各省庁大学校）修了者に対する学位授与関係

### ○大学院修士課程相当の課程修了者 112 人に修士の学位を授与

大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定されている防衛大学校理工学研究科（前期課程）、同校総合安全保障研究科、職業能力開発総合大学校研究課程及び独立行政法人水産大学校水産学研究科の平成 15 年 3 月修了者 112 人から、修士の学位授与の申請がありました。

この申請に係る学位授与の審査は、平成 15 年 5 月 16 日（金）開催の学位審査会において機構長から審査の付託があり、これを受けて論文の審査及び試験を担当する専門委員会として、社会科学、理学、工学・芸術工学及び水産学専門委員会が指定され、各専門

委員会において論文の審査及び試験が行われました。その結果に基づき、平成 15 年 8 月 26 日（火）開催の学位審査会において最終審査が行われ、112 人全員の学位授与が決定されました。なお、防衛大学校総合安全保障研究科修了者に対して授与する学位名は、今年から修士（社会科学）から、修士（安全保障学）に変わりました。

また、平成 15 年 9 月 16 日（火）には、機構長から各大学校関係者に学位記の伝達依頼が行われました。この後、申請者に大学校から学位記が渡されます。

#### ＜修士の学位授与申請者数及び授与者数＞

認定課程名	専攻分野	申請者数及び 授与者数
防衛大学校 理工学研究科 (前期課程)	理 学	9 人
	工 学	54
防衛大学校 総合安全保障研究科	安全保障学	16
職業能力開発総合大学 校研究課程	工 学	28
独立行政法人 水産大学校水産学研究科	水産学	5
合 計		112



学位記の伝達依頼（H15. 9. 16）

# 機関の独立行政法人化について

平成 15 年 7 月 9 日に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」が成立しました。

この法律は、当機関が独立行政法人通則法に規定する独立行政法人として、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び学位の授与等を行うことにより、大学等の教育研究水準の向上を図るとともに、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とし、その名称、目的、業務の範囲等について定めたものです。

これにより当機関は、平成 16 年 4 月 1 日から独立行政法人大学評価・学位授与機構として発足します。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法	
公布：平成 15 年 7 月 16 日法律第 114 号	施行：平成 15 年 10 月 1 日
第一章 総則	
(目的) 第一条 この法律は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	
(名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 233 号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学評価・学位授与機構とする。	
(機関の目的) 第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機関」という。）は、大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 266 号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国公立大学法（平成 13 年法律第 22 号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第六十九条の二第三項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。	
(事務所) 第四条 機関は、主たる事務所を東京都に置く。	
(資金) 第五条 機関の資金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。	
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機関に追加して出資することができる。	
3 機関は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。	
(名称の使用制限) 第六条 機関でない者は、大学評価・学位授与機構という名称を用いてはならない。	
— 1 —	

第二章 役員及び職員	
(役員)	第七条 機関に、役員として、その長である機関長及び監事二人を置く。
2 機関に、役員として、理事二人以内を置くことができる。	
(理事の職務及び権限)	
第八条 理事は、機関長の定めるところにより、機関長を補佐して機関の業務を掌理する。	
2 通則法第二十九条第二項の個別法で定めた役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないとときは、監事とする。	
3 前項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により機関の職務を代理し又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。	
(役員の任期)	
第九条 機関長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。	
(機関長の任命)	
第十条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により機関長を任命しようとするときは、あらかじめ、第十四条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。	
(役員の欠けた場合の代理)	
第十一条 機関の役員及び職員は、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事は監事となることができる。	
2 機関の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法第十一条第一項」とする。	
(役員及び職員の秘密保持義務)	
第十二条 機関の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
(役員及び職員の地位)	
第十三条 機関の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
第三章 評議員会	
(評議員会)	
第十四条 機関に、評議員会を置く。	
2 評議員会は、二十人以下の評議員で組織する。	
3 評議員会は、機関の評議會に応じ、機関の業務運営に関する重要な事項を審議する。	
4 評議員会は、第十五条の規定による機関長の任命に際し文部科学大臣に意見を述べるほか、機関の業務運営につき、機関長に対して意見を述べることができる。	
(評議員)	
第十五条 評議員は、大学等に広くかつ高い識見を有する者その他の機関の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機関長が任命する。	
2 評議員の任期は、二年とする。	
3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。	
— 2 —	

第四章 業務等	
(業務の範囲)	
第十六条 機関は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。	
1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。	
2 学校教育法第六十九条の二第三項の規定により、学位を授与すること。	
3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の評価に関する調査研究を行ふこと。	
4 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整備及び提供を行うこと。	
5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	
2 機関は、国公立大学法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評議員会（以下この項において「評議員会」という。）から前項第一号の評議員会の要請があった場合には、連帶なく、その評議員会に、その結果を評議員会及び当該評議員の対応となった国公立大学又は大学共同利用機関に提出し、及び公表するものとする。	
3 第一項第一号の評議員会の実施の手続その他同号の評議員会に必要な事項は、文部科学省令で定める。	
(積立金の処分)	
第十七条 機関は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。	
2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人大学評議員会の意見を聽くとともに、財務大臣に協議しなければならない。	
3 機関は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	
4 前三项に定めるもののはか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。	
第五章 雑則	
(主務大臣等)	
第十八条 機関に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。	
(国家公務員宿舎法の適用除外)	
第十九条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百七十七号）の規定は、機関の役員及び職員には適用しない。	
— 3 —	

第六章 調則	
第二十条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の罰金に処する。	
1 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。	
2 第十七条に規定する業務を行つたとき。	
3 第二十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかたとき。	
第二十二条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	
附 則	
(施行日)	
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。	
(機関の成立)	
第二条 機関は、通則法第十二条の規定にかかるわざず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に付す。	
1 第十六条に規定する業務を行つたとき。	
2 機関は、通則法第十六条の規定にかかるわざず、機関の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の意旨を示さなければならぬ。	
(職員の引継ぎ等)	
第三条 機関の成立に際して旧機関の職員となる者は、その者に対する国家公務員法（昭和二十四年法律第百五十七号）第九条の第四項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機関」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機関の成立の日ににおいて、機関の職員となるものとする。	
第四条 前条の規定により機関の職員となる者は、その者に対する国家公務員法（昭和二十四年法律第百五十七号）第九条の第四項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機関」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機関の成立の日ににおいて、機関の職員となるものとする。	
第五条 附則第三条の規定により旧機関の職員が機関の職員となる場合には、その者に対する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。	
2 機関は、前項の規定の適用を受けた機関の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員みなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間に機関の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。	
3 機関の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いで機関の職員となり、かつ、引き続いた機関の職員として在職した後引き続いで國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員みなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間に機関の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機関に退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給	
— 4 —	

を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第三条の規定により引き継いで機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで旧機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給が受け取れるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から見直し手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は特例給付等の支給に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に該当するときは、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### （機構の職員となる者の職員团体についての経過措置）

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の第二第一項に規定する職員团体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員团体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の認定を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### （権利義務の承継等）

第八条 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めることにより、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めることにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

4 前項の評価委員会その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条 機構の成立の際、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その經理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の經理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

— 5 —

#### （国有財産の無償使用）

第十条 国は、機構の成立の際現に旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

#### （不動産に関する登記）

第十二条 機構が附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

#### （名称の使用制限に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に大学評議・学位授与機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

#### （政令への委任）

第十四条 附則第三条から前条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

以上

— 6 —

# 機構の窓

## ○会議の開催状況

### 評議員会

第27回 平成15年9月26日（金）

#### ・議事

- (1) 学位授与事業の実施状況について
- (2) 大学評価事業の進捗状況について
- (3) 大学評価事業の今後の在り方について
- (4) 機構の法人化について
- (5) その他
  - ・日英高等教育プログラム公開セミナーについて



評議員会（H15.9.26）

### 運営委員会

第48回 平成15年7月15日（火）

#### ・議事

- (1) 評価研究部教員の選考について
- (2) 学位審査研究部教員の選考について
- (3) 平成14年度着手の大学評価委員会評価員の選考について
- (4) 学位審査会専門委員の選考及び臨時専門委員の任命について
- (5) 機構の法人化への対応について
- (6) 平成16年度概算要求について
- (7) 大学情報データベースシステムについて
- (8) その他

第49回 平成15年9月19日（金）

#### ・議事

- (1) 大学評価委員会専門委員及び評価員の選考について
- (2) 学位審査会臨時専門委員の任命について
- (3) 学位授与事業の実施状況について
- (4) 大学評価事業の進捗状況について
- (5) 大学評価事業の今後の在り方について
- (6) 大学情報に関する公開シンポジウムについて
- (7) 日英高等教育プログラム公開セミナーについて
- (8) その他



運営委員会（H15.7.15）

## 大学評価委員会

---

第21回 平成15年9月12日（金）

・議事

- (1) 大学評価委員会専門委員及び評価員の選考について
- (2) 平成14年度着手の大学評価の進捗状況について
- (3) 大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について

## 大学評価委員会専門委員会 <平成15年6月～平成15年9月>

---

<平成14年度着手分>

開催回数

・全学テーマ別評価

- (1) 国際的な連携及び交流活動に関する専門委員会 1回

・分野別研究評価

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 人文学系研究評価専門委員会 | 1回 |
| (2) 経済学系研究評価専門委員会 | 2回 |
| (3) 農学系研究評価専門委員会  | 1回 |

・分野別教育評価

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 人文学系教育評価専門委員会 | 2回 |
| (2) 経済学系教育評価専門委員会 | 1回 |
| (3) 農学系教育評価専門委員会  | 1回 |

・総合科学教育・研究評価専門委員会 1回

## 学位審査会

---

第66回 平成15年8月26日（火）

・議事

- (1) 学位規則第6条第1項に規定する学士の学位授与の審査について
- (2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について
- (3) 平成15年度教育の実施状況等の審査の付託について（短期大学・高等専門学校の認定専攻科）
- (4) 平成16年度教育の実施状況等の審査について（短期大学・高等専門学校の認定専攻科）
- (5) 教育の実施状況等の審査に係る履行状況について（平成14年度分）
- (6) その他



学位審査会（H15. 8. 26）

## 学位審査会専門委員会 <平成15年5月～平成15年9月>

### 1. 審査事項

- ①平成15年度4月期の短期大学・高等専門学校卒業者等からの学士の学位授与申請に係る審査
- ②認定課程修了者からの修士の学位授与申請に係る審査

### 2. 開催回数

文学・神学専門委員会		(生物学系部会)	2回
(国語国文学部会)	1回	看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会	
(英語・英米文学部会)	2回	(看護学部会)	2回
(仏語・仏文学部会)	1回	(検査技術科学部会)	2回
(歴史学部会)	1回	(放射線技術科学部会)	1回
(心理学部会)	1回	(理学・作業療法学部会)	1回
教育学専門委員会	2回	(鍼灸学部会)	1回
社会学専門委員会		家政学・栄養学専門委員会	
(社会学部会)	1回	(家政学部会)	1回
(社会福祉学部会)	1回	(栄養学部会)	1回
教養・学芸専門委員会	1回	工学・芸術工学専門委員会	
社会科学専門委員会	1回	(機械工学部会)	2回
法学・政治学専門委員会	2回	(電気電子工学部会)	1回
経済学・商学・経営学専門委員会	2回	(情報工学部会)	1回
理学専門委員会		(応用化学部会)	1回
(数学・情報系部会)	1回	(建築学部会)	1回
(物理学・地学系部会)	2回	農学専門委員会	2回
(化学系部会)	2回	体育学専門委員会	1回

### ○規則の制定等

次の規則の制定を行いました。

#### ・大学評価・学位授与機構受託研究取扱規則の制定

- 〈理 由〉 受託研究の受入を円滑に行うため。
- 〈内 容〉 受託研究の受入に必要な基準、申請方法、契約方法等を定めた。

〈制定日〉 平成15年7月7日 〈施行日〉 平成15年7月7日

#### ・大学評価・学位授与機構受託研究受入委員会設置要項の制定

- 〈理 由〉 受託研究の受入等に関する事項について検討を行うため。
- 〈内 容〉 受託研究受入委員会の任務、組織、委員長等を定めた。

〈制定日〉 平成15年7月7日 〈施行日〉 平成15年7月7日

## ○委員の異動等

### 評議員会

第7期の評議員会が発足し、会長に井村裕夫氏、副会長に小出忠孝氏が選出されました。

- ・評議員 20人 (○新任 \*再任) 新任・再任者の任期は平成15年7月31日～平成17年7月30日

氏名	現職	氏名	現職
○相澤益男 *秋元勇巳 *安西祐一郎 *池上徹彦 (H15.9.1～H17.8.31)	東京工業大学長 三菱マテリアル(株)取締役相談役 慶應義塾長 会津大学長 一橋大学長 総合科学技術会議議員 上智大学長 法政大学総長 愛知学院大学長 岡山大学長	*佐々木毅 ○佐々木正峰 ○柴崎信三 *志村尚子 ○白井克彦 ○末松安晴 ○関根秀和 (H15.9.26～H17.9.25) ○茂木俊彦 ○茂木友三郎 ○四ツ柳隆夫	東京大学総長 独立行政法人国立科学博物館長 日本経済新聞社論説委員 津田塾大学長 早稲田大学総長 国立情報学研究所長 大阪女学院短期大学長 東京都立大学総長 キッコーマン(株)代表取締役社長 宮城工業高等専門学校長

なお、第6期をもって次の方々が退任されました。

氏名	退任時の職	在任期間
阿部博之 阿部充夫 大南正瑛 荻上紘一 奥島孝康 児玉隆夫 小林陽太郎 鳥井弘之 長尾堀田凱樹 松尾稔	総合科学技術会議議員 (財)放送大学教育振興会理事長 京都橘女子大学長 東京都立大学総長 早稲田大学顧問 大阪市立大学長 富士ゼロックス(株)代表取締役会長 東京工業大学教授 京都大学総長 国立遺伝学研究所長 名古屋大学総長	平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年9月1日～平成15年3月31日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日 平成13年7月31日～平成15年7月30日

### 運営委員会

第7期の運営委員会が発足し、会長に小野嘉夫氏、副会長に阿部美哉氏が選出されました。

- ・運営委員 21人 (○新任 \*再任) 新任・再任者の任期は平成15年7月22日～平成17年7月21日

氏名	現職	氏名	現職
*浅井彰二郎 *阿部美哉 *磯部力 *岡田益男 小野嘉夫 (H15.4.2～H17.4.1)	(株)日立メディコ執行役専務 國學院大學長 東京都立大学教授 東北大学教授 大学評価・学位授与機構教授 大学評価・学位授与機構教授	*田中穂積 ○鶴見尚弘 (H15.9.19～H17.9.18) ○中島尚正 *植崎憲二 *田道代 *前田富士男 *觀山正見 ○安原義仁 *山野井昭雄 *山本眞一 ○米山宏	東京工業大学教授 山梨県立女子短期大学長 放送大学東京多摩学習センター所長 読売新聞社東京本社社会部長 名古屋大学教授 慶應義塾大学教授 国立天文台教授 広島大学教授 味の素(株)技術特別顧問 筑波大学教授 阿南工業高等専門学校長

なお、第6期をもって次の方々が退任されました。

氏名	退任時の職	在任期間
麻生誠 有本章 井下理 松本女里	放送大学副学長 広島大学教授 慶應義塾大学教授 前高知女子大学教授	平成13年7月22日～平成15年7月21日 平成13年7月22日～平成15年7月21日 平成13年7月22日～平成15年7月21日 平成13年7月22日～平成15年7月21日

## 大学評価委員会専門委員会

大学評価委員会専門委員の6人の方々が辞任され、後任として2人の方々が就任されました。また、大学評価委員会評議員に、265人の方々が就任されました。

### ・国際的な連携及び交流活動に関する専門委員会委員

辞任

氏名	退任時の職	在任期間
柴崎信三	日本経済新聞社論説委員	平成14年8月1日～平成15年7月30日
美馬ゆり	公立はこだて未来大学教授	平成14年8月1日～平成15年3月31日

就任

氏名	現職	任期
小西恵美子	長野県看護大学教授	平成15年5月1日～平成16年7月31日

### ・経済学系教育評議会専門委員会委員

辞任

氏名	退任時の職	在任期間
水口弘一	経済同友会幹事	平成14年8月1日～平成15年2月28日

就任

氏名	現職	任期
石嶺幸男	(株)第一生命経済研究所代表取締役社長	平成15年9月1日～平成16年7月31日

### ・経済学系研究評議会専門委員会委員

辞任

氏名	退任時の職	在任期間
大山道廣	慶應義塾大学教授	平成14年8月1日～平成15年8月15日
香西泰	(社)日本経済研究センター会長	平成14年8月1日～平成15年3月31日

### ・人文学系教育評議会専門委員会委員

辞任

氏名	退任時の職	在任期間
似田貝香門	東京大学副学長	平成14年8月1日～平成15年8月1日

### ・国際的な連携及び交流活動に関する専門委員会 評議員 46人

(平成15年9月現在)

氏名	現職	氏名	現職
有元貴文	東京水産大学実験実習場長	伊達木瀧之助	長崎県立大学副学長
池上清子	国連人口基金東京事務所長	田中由美子	国際協力事業団国際協力専門員
伊藤亮	旭川医科大学教授	田中義郎	玉川大学教授
伊藤清彦	(社)経済同友会政策調査部部長	田端正明	佐賀大学教授
上釜兼人	熊本大学教授	中條直樹	名古屋大学教授
内田勝一	早稲田大学教授	堤和男	豊橋技術科学大学教授
江守克彦	前橋工科大学教授	手塚千鶴子	慶應義塾大学助教授
大嶋真紀	鹿児島大学留学生センター長	寺尾宏明	東京都立大学教授
大園成夫	東京電機大学教授	直井道子	東京学芸大学教授
太田房雄	徳島大学教授	中本悟	大阪市立大学教授
岡本靖彦	国際社会貢献センター賛助・活動会員	新山浩雄	東京工業大学教授
小川忠	国際交流基金企画課長	根岸正光	国立情報学研究所国際・研究協力部長
片桐庸夫	群馬県立女子大学教授	羽田積男	日本大学教授
喜多悦子	日本赤十字九州国際看護大学教授	畠中美樹	(財)国際開発センターエネルギー・環境室長
木村雄二	工学院大学副学長	堀内孝次	岐阜大学留学生センター長
京藤倫久	住友電気工業(株)研究企画部部長	木晶弘	高エネルギー加速器研究機構教授
古賀隆治	岡山大学教授	益子エレン	東京財團常務理事
佐々木茂	高崎経済大学教授	松本博之	札幌医科大学教授
佐藤学	広島県立保健福祉大学教授	丸山一郎	埼玉県立大学教授
慈道裕治	立命館アジア太平洋大学副学長	森真理子	京都大学教授
庄子哲雄	東北大学教授	谷中寿子	共立女子大学教授
橋純	小樽商科大学国際交流センター長	山田礼子	同志社大学教授
竹ヶ原春貴	東京都立科学技術大学教授	柳日馨	大阪府立大学教授

・人文学系教育評価専門委員会 評議員 6人 (平成15年9月現在)

氏名	現職
石川義孝	京都大学教授
小川正恭	武藏大学教授
谷内達	東京大学教授
中村友博	山口大学教授
橋内武剛	桃山学院大学教授
矢野安剛	早稲田大学教授

・人文学系研究評価専門委員会 評議員 49人

(平成15年9月現在)

氏名	現職	氏名	現職
明石紀雄	筑波大学名誉教授	清水俊	一橋大学教授
有馬學	九州大学教授	戸清樹	(独)国立国語研究所教授
池田紘一	九州大学教授	杉俊夫	京都大学教授
池田知久	大東文化大学教授	万木淳	国文学研究資料館教授
石井溥	東京外国语大学教授	木木崇	慶應義塾大学教授
井出祥子	日本女子大学教授	橋正文	岡山大学教授
井上敏幸	佐賀大学教授	田行則	京都大学教授
内田賢徳	京都大学教授	谷隆一郎	九州大学教授
内山勝利	京都大学教授	玉井昌	大阪大学教授
大瀧幸子	金沢大学教授	鶴和	学習院大学教授
大橋謙策	日本社会事業大学教授	豊田正	関西外国语大学教授
岡内三	早稲田大学教授	鳥居正夫	青山学院大学教授
小澤博	関西学院大学教授	西谷春	九州大学名誉教授
柏木隆雄	大阪大学教授	新田京子	武藏大学教授
木本喜美子	一橋大学教授	羽田正代	文化女子大学教授
久保田功	金沢大学教授	林文子	東京大学教授
黒田悦子	甲南女子大学教授	原岡文子	東京大学教授
小泉浩一郎	東海大学教授	藤岡文子	聖心女子大学教授
小井戸光彦	茨城大学教授	平尾誠	中央大学教授
合田濤	神戸大学教授	月里治	京都大学教授
小松和彦	国際日本文化研究センター教授	毎常喜	関西学院大学教授
坂本比奈子	麗澤大学教授	尾澤幸直	大東文化大学教授
佐藤滋	東北大学教授	丸湯俊	筑波大学教授
篠原徹	国立歴史民俗博物館教授	米山俊	大手前大学学長
柴田正良	金沢大学教授		

・経済学系研究評価専門委員会 評議員 24人

(平成15年9月現在)

氏名	現職	氏名	現職
秋元英一	千葉大学教授	清水静江	共栄大学教授
足立英之	神戸大学教授	杉原敏夫	長崎大学教授
伊丹敬之	一橋大学教授	大東英祐	埼玉大学教授
太田誠	筑波大学教授	高田敏文	東北大学教授
奥村隆平	名古屋大学教授	高谷武幸	神戸大学教授
加古敏之	神戸大学教授	廣井典司	千葉大学教授
釜江廣志	一橋大学教授	福島隆延	政策研究大学院大学教授
龟田尚己	同志社大学教授	松丸正延	東海大学教授
厚東偉介	早稲田大学教授	御船美智子	お茶の水女子大学教授
古賀智敏	神戸大学教授	武藤滋夫	東京工業大学教授
小林和子	(財)日本証券経済研究所理事・主任研究員	山口重克	東京大学名誉教授
酒井泰弘	滋賀大学教授	米澤康博	横浜国立大学教授

## ・農学系研究評価専門委員会 評議員 68人

(平成15年9月現在)

氏名	現職	氏名	現職
秋永孝義	琉球大学教授	谷口旭	東北大学教授
荒井綜一	東京農業大学教授	辻莊一	神戸大学教授
伊藤操子	京都大学教授	露無慎二	静岡大学教授
岩村淑	近畿大学教授	出村克彦	北海道大学教授
大川秀郎	神戸大学教授	寺澤實	北海道大学教授
大澤勝次	北海道大学教授	長澤透	岐阜大学教授
太田明徳	東京大学教授	中筋房夫	岡山大学教授
岡田幸助	岩手大学教授	中谷延二	大阪市立大学教授
奥田潔	岡山大学教授	中別府雄作	九州大学教授
奥山剛	名古屋大学教授	西村亮平	東京大学助教授
小田順一	福井県立大学教授	長谷川篤彦	日本大学教授
落合博貴	(独)森林総合研究所室長	原田宏	宮崎大学教授
小原嘉昭	東北大学教授	氷鉢揚四郎	筑波大学教授
加藤昭夫	山口大学教授	左久	帯広畜産大学教授
河野澄夫	(独)食品総合研究所室長	平井篤志	名城大学教授
河原輝彦	東京農業大学教授	廣政幸生	明治大学教授
木村眞人	名古屋大学教授	藤永徹	北海道大学教授
原保正	京都大学教授	藤村達人	筑波大学教授
國分牧衛	東北大学教授	辨野義己	理化学研究所室長
古在豊樹	千葉大学教授	細野明義	(財)日本乳業技術協会専務理事
後藤章	宇都宮大学教授	真木太一	九州大学教授
近藤三雄	東京農業大学教授	松本孝芳	京都大学教授
齊藤昌之	北海道大学教授	村瀬安英	九州大学教授
櫻井雄二	愛媛大学教授	餅田治之	筑波大学教授
佐瀬勘紀	(独)農業工学研究所室長	森友彥	京都大学教授
佐藤英明	東北大学教授	森本幸裕	京都大学教授
柴田叡式	名古屋大学教授	山口高弘	東北大学教授
正野俊夫	国立感染症研究所客員研究員	湯川淳一	九州大学教授
水光正仁	宮崎大学教授	横川洋	九州大学教授
菅原和夫	東北大学教授	横越英彦	静岡県立大学教授
鈴木和夫	東京大学教授	吉川泰弘	東京大学教授
左右田健次	京都大学名誉教授	芳本忠	長崎大学教授
田中忠次	東京大学教授	若林久嗣	東京大学名誉教授
田邊賢二	鳥取大学教授	渡邊良朗	東京大学教授

## ・総合科学教育・研究評価専門委員会 評価員 72 人

(平成 15 年 9 月現在)

氏名	現職	氏名	現職
阿部 啓子	東京大学教授	土井 政和	九州大学教授
阿保 雅行	東京外国语大学教授	中川 政樹	島根大学教授
伊井 春樹	大阪大学教授	中野 美知子	早稲田大学教授
飯田 隆	慶應義塾大学教授	那須 正夫	大阪大学教授
石田 啓祐	徳島大学教授	西野 嘉章	東京大学教授
石塚 茂清	筑波大学教授	長谷川 公一	東北大学教授
井田 憲一	前橋工科大学教授	波多野 澄雄	筑波大学教授
井上 英夫	金沢大学教授	濱 裕光	大阪市立大学教授
井原 聰	東北大学教授	濱田 文男	秋田大学教授
今脇 資郎	九州大学教授	冷水 佐壽	大阪大学教授
牛田 憲行	愛知教育大学教授	広瀬 崇子	専修大学教授
梅澤 喜夫	東京大学教授	廣松 穀	東京大学教授
大島 靖美	九州大学教授	藤田 正憲	大阪大学教授
大西 正健	京都府立大学教授	古川 俊一	筑波大学教授
岡本 明	広島大学教授	益川 敏英	京都産業大学教授
岡本 和夫	東京大学教授	松井 健	東京大学教授
尾崎 彰宏	東北大学教授	松田 之利	岐阜大学教授
加賀谷 淳子	日本女子体育大学長	松本 忠夫	東京大学教授
香川 知晶	山梨大学教授	松本 宣郎	東北大学教授
春日邦宣	島根大学教授	松本 博之	奈良女子大学教授
金崎 春幸	大阪大学教授	松山 優治	東京水産大学教授
兼岡 一郎	東京大学教授	真鍋 敬	愛媛大学教授
金子 正夫	茨城大学教授	眞弓 浩三	徳島大学教授
小島朋之	慶應義塾大学総合政策学部学部長	南谷 覚正	群馬大学教授
小林昌二	新潟大学教授	三宅 なほみ	中京大学教授
駒城 素子	お茶の水女子大学教授	牟田 博光	東京工業大学教授
小松 美英子	富山大学教授	村上 敏夫	金沢大学教授
定金 晃三	大阪教育大学教授	望月 哲男	北海道大学教授
下山 晴彦	東京大学助教授	森田 安一	日本女子大学教授
白樺 久	岐阜大学教授	矢野 重信	奈良女子大学教授
田賀井 篤平	東京大学教授	山内 直人	大阪大学教授
滝田 佳子	東京大学教授	山下 利之	東京都立科学技術大学教授
竹居 明男	同志社大学教授	山根 國男	筑波大学教授
田中 信男	京都工芸繊維大学教授	湯浅 良雄	愛媛大学教授
垂水 共之	岡山大学教授	岡政徳	神戸大学教授
寺野 隆雄	筑波大学教授	吉田 邦夫	東京大学助手

○人事異動（平成 15 年 7 月～平成 15 年 9 月）

年月日	氏名	異動内容		異動前等の職名
<b>【評価研究部】</b>				
15.7.16	寺 西 重 郎	併 任	評価研究部教授	
<b>【管理部情報課】</b>				
15.8. 1	多久島 智	転 任	九州大学情報基盤センター主任	
<b>【管理部学位審査課】</b>				
15.9. 1	佐 藤 敏 德	転 任	東京工業大学総務部人事課第 1 給与掛長	
15.9. 1	早 川 太 一	併 任	管理部学位審査課認定課程係長	
<b>【評価事業部評価第 1 課】</b>				
15.8. 1	齊 藤 昭 文	昇 任	評価事業部評価第 1 課全学評価第 4 係長	
<b>【評価事業部企画調整室】</b>				
15.8. 1	齊 藤 昭 文	命	評価事業部企画調整室企画調整第 3 係長	

○海外渡航一覧（平成 15 年 6 月～9 月）

所 属	職 名	氏 名	目 的 国	目 的	期 間
評価研究部	教 授	金口 恭久	イギリス	日本学術振興会ロンドン研究連絡センター運営	H 15. 1.29～H 15.12.31
機 構 長		木村 孟	フランス	世界高等教育会議出席	H 15. 6.22～H 15. 6.26
機 構 長		木村 孟	アメリカ	学校設置者の在り方及び学校の管理運営の在り方についての事情調査	H 15. 7. 1～H 15. 7. 5
評価研究部	教 授	岩田 末廣	ド イ ツ	研究討議及び国際会議出席	H 15. 7.14～H 15. 7.27
評価研究部	助 手	芳鐘 冬樹	中 国	国際計量科学・情報学会出席	H 15. 8.24～H 15. 8.29

# 海外渡航余話

## 「第9回国際計量科学・情報学会」に参加して

評価研究部助手

芳 鐘 冬 樹

今年8月の最終週(25日～29日)、中国北京にて開催された第9回国際計量科学・情報学会に参加しました。この場をお借りいたしまして、「ごくごく簡単に」ですが、会議について報告させていただきたいと思います。

### ・会議の沿革

新興の分野である「計量情報学(計量書誌学)」を専門に扱う国際会議の試みとして、「計量書誌学及び情報検索理論に関する国際会議(International Conference on Bibliometrics and Theoretical Aspects of Information Retrieval)」という名称で、第1回国議が1987年ベルギーで開かれました。後に、ISSI(国際計量科学・情報学会、International Society for Scientometrics and Informetrics)が創設され、1993年ドイツで開かれた第4回国議以降は、ISSIのもと、「国際計量科学・情報学会(International Conference on Scientometrics and Informetrics)」という名称で、隔年に開催されています。



### ・本会議の概略

本会議には、数十カ国から、100名以上の参加がありました。日本からは、私を含め4名の参加者がありました。本会議は、研究トピックごとにセッションに分かれ、それぞれのセッションにおいて、5件前後の口頭発表がありました。各セッションの名称は次のとおりです。

- (1) 引用分析
- (2) 数学的モデル化
- (3) 研究政策:科学計量学
- (4) 情報検索・分類・索引付け
- (5) 出版分析
- (6) 引用データベースと研究評価
- (7) トリプル・ヘリックス論
- (8) ウェブ計量学
- (9) 実証分析
- (10) 引用モデル化
- (11) 研究協力分析

また、これらの口頭発表セッションとは別に、ポスター発表も行われておりました。さらに、本会議の最終日(29日)には、「研究協力ネットワーク分析」をテーマとする特別セッションが開かれました。私は、「引用分析」セッションで、共同研究ネットワークに関する研究発表を行いました。

今回は、文部科学省の「平成15年度国際研究集会派遣研究員」制度により渡航いたしました。最後になりますが、この場を借りて関係者の方々にお礼申し上げます。

## 編 集 後 記

- ◇ 「大学評価・学位授与機構ニュース」第31号をお届けします。
- ◇ 機構全体が小平市に移転し、まとまりました。人事異動で多くの新しい職員を迎えて6ヶ月、新天地での評価事業、学位授与事業の体制が整う一方、教職員全体のまとまりも整いつつあります。レクリエーションの一貫としてはじめてソフトボール大会が行われたのも一箇所にまとまつたおかげです。
- ◇ これまでの試行の体制での平成13年度着手の評価報告書集等が発行、平成14年度着手の「自己評価書」の提出に伴う評価の開始、評価者研修等で評価事業はフル稼働です。
- ◇ 国立大学の法人化を控えて、機構の評価事業も大きく変わろうとしています。昨年設置された「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議」の中間まとめが取りまとめられ紹介されています。
- ◇ 大学評価に関する講演会2件、大学情報に関する公開シンポジウムの開催について紹介されています。評価を支える研究も活発に行われています。
- ◇ 学位授与においては、多くの専門委員会委員のご協力のもと審査が行われ、申請者438人に対して、371人に学士の学位を授与することができました。10月期は2,000人を超す申請者が予想されています。
- ◇ 各省庁大学校の修士課程に相当する教育課程を修了した者による修士の学位の審査が行われ、112人に対して授与が決定され、学位記の伝達依頼の式が小平で初めて行われました（平成15年9月16日）。
- ◇ 平成15年7月9日に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」が成立しました。平成16年4月1日から新たに独立行政法人大学評価・学位授与機構としてスタートします。これまで以上に、評価事業、学位授与事業に対する多くの方々のご支援をお願い致します。
- ◇ 評議員会、運営委員会をはじめ、大学評価委員会専門委員会等委員の異動等がありました。これまでの感謝とこれからのお願いの異動です。
- ◇ 今号は、平成15年3月に芸術学で学士の学位を取得した方の作品の中から、審査員の先生方にご推薦頂いた作品が初めて表紙を飾っています。これからもよい作品で「機構ニュース」の表紙を飾っていきたいと思います。

(Y. K.)

編 集 大学評価・学位授与機構広報委員会

連絡先 〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

大学評価・学位授与機構管理部総務課

電話 / Fax 042-353-1516/1552

ホームページアドレス <http://www.niad.ac.jp/>

印 刷 明誠企画株式会社

〒208-0022 東京都武藏村山市榎2-25-5

電話 042-567-6233